

総務文教常任委員会委員長報告

去る3月2日の本会議において、議長から本委員会に付託されました案件は、議案2件です。本委員会は、所管部課長等の出席を求め審査を行いました。以下、審査の経過と結果について順次報告いたします。

記

- 1 審査年月日 令和4年3月3日(木)
- 2 場 所 議場
- 3 出席委員 中村洋子、金森すみ子、岡村有正、保角美代、
大嶋達巳、加藤勝明、日高英城
- 4 審査結果

「議案第9号」北本市職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、挙手全員により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

「議案第10号」北本市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正については、挙手全員により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

◎「議案第9号」について

(1) 「総務省から示された改正案の内容と相違している理由について」質疑したところ、「令和3年8月10日に人事院より示された、公務員人事管理に関する報告においては、非常勤職員の育児休業、介護休暇等の取得要件の緩和についてのみ示されており、御指摘の「妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等」、「勤務環境の整備に関する措置」の取扱い

については示されておりませんでした。また、これらの措置の規定については、人事院規則の一部改正等では育児休業のみを対象としており、他の休暇制度を対象としていないため、本市においては、他市とも意見交換の上、第26条においてその対象を「育児休業等」とし、総括的に規定をしたところで」との答弁がありました。

本案に対する討論はありませんでした。

◎「議案第10号」について

(1)「フレックスタイム制度を導入することによるメリット及びデメリットについて」質疑したところ、「働き方改革の一環として、育児や介護など家庭の事情を考慮した職場環境を構築することにより、職員が給料の減額をされることなく家庭と仕事の両立ができるようになるとともに、より良い人材の確保にもつながるというメリットがあります。デメリットとしては、ある一定の時間帯に職員が少なくなる可能性がありますので、職員間で情報共有を図りカバーする等、市民サービスに支障がないよう指導していきます」との答弁がありました。

本案に対する討論はありませんでした。

以上、報告いたします。

令和4年3月15日

総務文教常任委員会
委員長 日 高 英 城

北本市議会議長 工 藤 日出夫 様